

立山・大山地区景観づくり重点地域における特定行為の景観づくり基準

第1 基本事項

- 1 特定行為の計画地及びその周辺地域の眺望、自然、歴史、文化等の景観上の特性を把握し、特定行為の景観づくりに適切に反映させる。
- 2 周辺の景観と四季を通じて調和するよう配慮するとともに、水と緑の活用、多様で創造的な発想や工夫の尊重などにより、生き生きとした魅力あふれる景観の創出を図る。
- 3 景観法、都市計画法、建築基準法、屋外広告物法等の法令のほか、県、富山市及び立山町の条例、計画等に基づく景観づくりに関連する施策や地域住民の景観づくり活動との整合に配慮する。

第2 個別事項

1 建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更

(1) 位置

ア 地形の大幅な改変を生ずる場所のほか、立山連峰、その周辺の山並み、田園及び常願寺川等の眺望や水辺の連続性を阻害する場所など、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうおそれのある地点への立地を避けるよう配慮する。

イ 建築物の形態、町並みの状況に応じて、道路境界からの後退距離を工夫するほか、町並みの連続性が重視される地域では、町並みを構成する建築物の壁面線等に配慮する。

ウ 敷地内の歴史的な建築物や工作物、優れた樹木等を保存するほか、周辺地域の景観を損なうことのないよう工夫する。

(2) 形態及び意匠

ア 過剰な装飾を避け、屋外設備機器等を遮へいするほか、むやみに広告物等を設置しないなど、建築物自体がすっきりとまとまりのあるものとなるよう配慮する。

イ 敷地内に複数の建築物や工作物を設ける場合は、これらの建築物等が相互に調和し、全体としてまとまりのあるものとなるよう工夫する。

ウ 周辺の町並みや田園、自然等の景観との調和を図るとともに、道路等の公共空間に面する部分は、歩行者等に与える圧迫感を和らげるよう工夫する。

エ 屋根形状は、周辺の町並みや自然等の景観と調和させるよう工夫する。

オ 岩嶽寺地区、芦嶽寺地区及び本宮・小見地区においては、伝統的な形態及び意匠に配慮し、地区の町並みに調和させるよう工夫する。

カ 立山駅周辺地区及び立山山麓^{ろく}周辺地区においては、周辺の自然景観との調和に配慮するとともに、観光地にふさわしい質の高い意匠となるよう工夫する。

(3) 色彩

ア 外壁、屋根等の基調となる色彩は、高い彩度を避けるほか、背景となる町並み、自然等と色相や色調をそろえるなど、周辺の景観と調和するよう工夫する。

イ 建築物に付帯する屋外設備機器、広告物等の色彩は、建築物と色相をそろえるなど、建築物本体の色彩と調和するよう工夫する。

ウ 外壁、屋根等に強調色を使用する場合は、その色彩や使用範囲、使用部位等の構成が建築物全体として調和し、周辺の景観とも調和するよう工夫する。

エ 岩嶽寺地区、芦嶽寺地区及び本宮・小見地区においては、屋根は低彩度・低明度とし、外壁は低彩度・低明度又は無彩色を基調色とするなど、古くからの佇まいや周辺の景観と調和するよう工夫する。

(4) 素材

ア 耐久性があり、汚れにくいなど、維持管理が容易で経年による景観上の質の低下が少ない素材を使用するよう配慮する。

イ 地域の優れた景観を特徴づける自然素材、伝統的素材等がある地域では、これらを景観づくりに生かすよう工夫する。

ウ 反射性が高いなど、周辺から際立って見える素材の使用を避けるよう配慮する。

エ 岩嶽寺地区、芦嶽寺地区及び本宮・小見地区においては、瓦、漆喰等の

伝統的素材の使用に努めるなど、古くからの佇まいや周辺の景観と調和するよう工夫する。

(5) 敷地の緑化

ア 敷地内は、建築物の状況や地域の環境等に応じた樹種等のできる限り緑化するとともに、周囲に柵等を設ける場合は、生垣等とするよう配慮する。

イ 社寺林、屋敷林等の敷地内の優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行い、敷地の緑化や建築物の修景に生かすよう工夫する。

ウ 道路等の公共空間に面する部分に花壇等の設置や花木の植栽をするなど、沿道や町並み等にうるおいを与えるよう配慮する。

(6) その他

ア 屋外駐車場は、安全上及び防犯上支障のない範囲で周囲に生垣等を設け、緑化に努めるとともに、出入口の数や位置を工夫するなど、景観に与える影響を軽減するよう配慮する。

イ 過度に明るい光や鮮やかな色の光が周囲に散乱しないよう、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫するなど、夜間の景観に配慮する。

ウ 敷地内の既存施設が景観を阻害している場合は、増築等に併せて景観に対する支障を減らすよう配慮する。

2 工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更

(1) 位置

ア 地形の大幅な改変を生ずる場所のほか、立山連峰、その周辺の山並み、田園及び常願寺川等の眺望や水辺の連続性を阻害する場所など、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうおそれのある地点への立地を避けるよう配慮する。

イ 工作物の形態、町並みの状況に応じて、道路境界からの後退距離を工夫するほか、町並みの連続性が重視される地域では、町並みを構成する建築物の壁面線等に配慮する。

ウ 敷地内の歴史的な建築物や工作物、優れた樹木等を保存するほか、周辺地域の景観を損なうことのないよう工夫する。

(2) 形態及び意匠

ア 使用部材数を抑え、設備配管等を遮へいするほか、むやみに広告物等を設置しないなど、工作物自体がすっきりとまとまりのあるものとなるよう配慮する。

イ 敷地内に複数の工作物を設ける場合や建築物の付属物として設ける場合は、これらの建築物や工作物が相互に調和し、全体としてまとまりのあるものとなるよう工夫する。

ウ 周辺の町並みや田園、自然等の景観との調和を図るとともに、道路等の公共空間に面する部分は、歩行者等に与える圧迫感を和らげるよう工夫する。

(3) 色彩

ア 工作物の基調となる色彩は、高い彩度を避けるほか、背景となる町並み、自然等と色相や色調をそろえるなど、周辺の景観と調和するよう工夫する。

イ 工作物に付帯する屋外設備機器、広告物等の色彩は、工作物と色相をそろえるなど、工作物本体の色彩と調和するよう工夫する。

ウ 工作物に強調色を使用する場合は、その色彩や使用範囲、使用部位等の構成が工作物全体として調和し、周辺の景観とも調和するよう工夫する。

エ 岩嶽寺地区、芦嶽寺地区及び本宮・小見地区においては、低彩度・低明度又は無彩色を基調色とするなど、古くからの佇まいや周辺の景観と調和するよう工夫する。

(4) 素材

ア 耐久性があり、汚れにくいなど、維持管理が容易で経年による景観上の質の低下が少ない素材を使用するよう配慮する。

イ 地域の優れた景観を特徴づける自然素材、伝統的素材等がある地域では、これらを景観づくりに生かすよう工夫する。

ウ 反射性が高いなど、周辺から際立って見える素材の使用を避けるよう配慮する。

(5) 敷地の緑化

ア 敷地内は、工作物の状況や地域の環境等に応じた樹種等のできる限り緑化するとともに、周囲に柵等を設ける場合は、生垣等とするよう配慮する。

イ 敷地内の優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行い、敷地の緑化や工作物の修景に生かすよう工夫する。

ウ 道路等の公共空間に面する部分に花壇等の設置や花木の植栽をするなど、沿道や町並み等にうるおいを与えるよう配慮する。

(6) その他

ア 屋外駐車場は、安全上及び防犯上支障のない範囲で周囲に生垣等を設け、緑化に努めるとともに、出入口の数や位置を工夫するなど、景観に与える影響を軽減するよう配慮する。

イ 過度に明るい光や鮮やかな色の光が周囲に散乱しないよう、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫するなど、夜間の景観に配慮する。

ウ 敷地内の既存施設が景観を阻害している場合は、増築等に併せて景観に対する支障を減らすよう配慮する。

3 土地の区画形質の変更（水面の埋立て及び干拓を含む。）

(1) 土地の形状

地形の改変をできる限り小さくし、従来の地形を生かしたものとするとともに、大幅な地形の改変が必要な場合は、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうことのないよう配慮する。

(2) 土地の緑化

優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行うほか、緑の生育環境を整え、地域の環境等に応じた樹種等で緑化するよう配慮する。

(3) 法面の外観

法面や擁壁は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続させるほか、自然素材等の仕上げや緑化を行うなど、周辺の景観への影響を軽減するよう工夫する。

4 屋外における物品の集積又は貯蔵

(1) 集積又は貯蔵の方法

集積等は、高さを抑え、整然と行うなど、できる限りすっきりと見えるよう工夫するほか、道路境界等から離すなど、歩行者等に与える圧迫感を和らげるよう配慮する。

(2) 遮へい

植栽等で遮へいし、出入口を目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、主要な眺望点からの眺望を損なわないよう配慮する。

5 鉱物の掘採又は土石の類の採取

(1) 遮へい

植栽等で遮へいし、出入口を目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、主要な眺望点からの眺望を損なわないよう配慮する。

(2) 跡地の形状

地形の改変をできる限り小さくするよう配慮するとともに、法面は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続するよう工夫する。

(3) 跡地の緑化

掘採等が終了したところから、自然に近い緑の生育環境を整え、地域の環境等に応じた樹種等を用いるなど、速やかに緑が復元するよう工夫する。

6 木竹の伐採

(1) 伐採の方法

ア 枯損若しくは危険な木竹の伐採又は間伐等保育の場合を除き、木竹の伐採はできる限り避けるよう努めることとし、やむを得ず伐採する場合は、道路境界付近の木竹を残すほか、択伐等により伐採の規模を最小限にするよう工夫する。

イ 社寺林、屋敷林等の高木及び樹姿に優れた樹木又は樹林は、保存又は移植を行い、修景に生かすよう工夫する。

(2) 跡地の緑化

木竹の伐採を行った場合は、速やかに植林や地域の植生環境を考慮した花木の植栽等により復元を図るとともに、植栽が安定するまでの生育状況にも配慮する。